

# 青森県報

第三千三百五十三号

平成二十三年  
二月二十一日  
(月曜日)

## 目 次

### 告 示

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正	(水産振興課)	一
道路の区域の変更	(道路課)	一
道路の供用の開始	(同)	二
都市計画事業計画の変更認可	(都市計画課)	二
公 告		
建設業者の許可の取消し	(三八地域 民局)	二
出先機関		
土地改良区の役員の就任及び退任	(上北地域 民局)	三
選挙管理委員会		
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	(事務局)	三
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	(同)	四
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	(同)	四
政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表	(同)	五
政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出	(同)	五
監査委員		
監査結果に対する措置の公表	(事務局)	六

## 告 示

青森県告示第百三十五号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

平成二十三年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表新深浦町第四区域の項を次のように改める。

新深浦町第四区域 新深浦町漁業協同組合の 地区のうち、大字沢辺の 区域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業</li> <li>2 総トン数百トン未満の漁船により行うかにか ご漁業</li> <li>3 主として底建網漁業</li> </ol>
--	--

二の表新深浦町第五区域の項を次のように改める。

新深浦町第五区域 新深浦町漁業協同組合の 地区のうち、大字岩崎及 び大字松神の区域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてたら刺網漁業</li> <li>2 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げる漁業以外の漁業</li> <li>3 主として底建網漁業</li> </ol>
--	---

青森県告示第百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年三月二十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国道	一〇二号	十和田市大字三本木字稲吉三の二六から 十和田市大字三本木字稲吉三の七一まで	前 後	一四・二〇メートルから 一五・〇〇メートルまで 一一・九〇メートルから 一五・〇〇メートルまで	二七・八〇メートル 二七・八〇メートル	

青森県告示第百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年三月二十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一〇二号	十和田市大字三本木字稲吉三の九六から 十和田市大字三本木字稲吉二七六の四二まで	平成三・二・三

青森県告示第百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、青森都市計画道路事業の事業計画の変更を平成二十三年二月十四日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称  
青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画道路事業（三・二・二号内環状線）

三 事業施行期間

平成十九年十一月二十一日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分  
変更なし
- 2 使用の部分  
なし

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 八戸臨海鉄道株式会社

二 代表者の氏名 田村 幸雄

三 主たる営業所の所在地 八戸市一番町一丁目三の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第三〇〇一〇三号

五 取消年月日 平成二十三年二月二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、電気工事業に係る一般建設業の許可  
取消しの原因となった事実

平成二十二年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

### 出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土場川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年二月二十一日

上北地域県民局長 小林 巧 一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	甲地 昇	上北郡東北町字滝沢平七の四一	平成 三三・一・二五就任
理事	佐伯 義明	〃 〃 一六六の二	〃
理事	二ツ森 圭吉	七戸町字二ツ森家ノ下九一の二	〃
理事	蛭沢 幸三	東北町字内蛭沢向五一	〃
理事	甲地 俊隆	〃 字乙越二一の一	〃
理事	甲地 友廣	七戸町字李沢家ノ前四〇の五八	〃
理事	向井 秋男	東北町字外蛭沢前平一七の一	〃
理事	吹越 三男	〃 字往来ノ下五一の九	〃
理事	沼辺 隆	〃 字後久保二四四の一	〃
理事	甲地 昇	〃 字滝沢平七の四一	三三・一・二四退任
理事	佐伯 義明	〃 〃 一六六の二	〃
理事	二ツ森 圭吉	七戸町字二ツ森家ノ下九一の二	〃
理事	山田 保美	東北町字保戸沢家ノ前三五の一	〃
理事	甲地 俊隆	〃 字乙越二一の一	〃

監事	向井 義雄	〃	〃
〃	甲田 友廣	〃	〃
〃	吹越 三男	七戸町字李沢家ノ前四〇の五八	〃
〃	沼辺 隆	東北町字往来ノ下五一の九	〃
〃	〃	字後久保二四四の一	〃

### 選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年二月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の 名称	代表 者 氏 名	会 計 責 任 者 氏 名	主たる事務所の 所在地	届 出 の 年 月 日
片山英幸後援会	片山 正七	片山 隆子	五所川原市大字川 山字森内一三八の 二	平成 三三・一・四
山田昭二後援会	山田 昭二	佐藤 一雄	上北郡東北町字下 笹橋二一	三三・一・五
清和会	木明 和人	細川 一見	上北郡野辺地町字 赤坂六三	三三・一・六
リフレッシュ青 森	成家 竹美	成家 竹美	青森市大字安田字 近野三一五の一	三三・一・六
原子孝後援会	高松 勇蔵	楠 俊二	上北郡七戸町字金 沢平六八	三三・一・三
阿部利行後援会	駒嶺 剛一	高橋 宗隆	下北郡風間浦村大 字易国間字大川目 三の一	三三・一・四

大下たけお後援会	大下 武男	大下 武男	八戸市大字鮫町字居合一二の一	三三・一・二〇
晰清悦後援会	晰 清悦	晰 清悦	上北郡七戸町字道ノ上五九の七	三三・一・二〇
三上みつる後援会	倉内 勉	三上 政子	東津軽郡外ヶ浜町字三厩増川二一〇	三三・一・三三
外崎勝康後援会	外崎 勝康	外崎 千穂美	弘前市大字桔梗野五の一二の九	三三・一・二四
がんばれ小坂一秋・階上住民の会	小坂 一秋	小坂 一秋	三戸郡階上町大字角柄折字志民久保一四の三六	三三・一・二五
高田秀明後援会	久保 政廣	木村 盛雄	上北郡六ヶ所村大字鷹架字向田一の四四	三三・一・二五
花田えいすけ後援会	齋藤 晴彦	秋田谷 登	青森市自由ヶ丘一の九の一三	三三・一・二五

青森県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年二月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川村 能人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二條に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党上北支部	主たる事務所の所在地	上北郡東北町大字上野字上野二五の一	上北郡東北町大字上野字上野三六	平成三三・一・一六
代表者	和田 勇人		姥名 重則	
会計責任者	川村 智		豊川 一雄	三三・一・一九

政党以外の政治団体

自由民主党碓ヶ関支部	会計責任者	花岡 康雄	明石 元二	三三・一・三三
政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
苦米地繁雄後援会	代表者	小野寺 邦男	河野 豊	平成三三・一・三三
岡崎健吾後援会	会計責任者	岩崎 健悦	岡崎 ユリ	三三・一・三三
三角武男後援会	主たる事務所の所在地	上北郡六ヶ所村大字泊字川原八五の四	上北郡六ヶ所村大字泊字村ノ内二一七	三三・一・一六
代表者	丹波 芳弘	松本 豊喜	川村 和昭	三三・一・一九
ふるさと青森を元気にする会	代表者	林 壽穂	木原 聡	三三・一・二四
山崎力後援会	会計責任者	本間 恵喜	常田 武宏	三三・一・二四
こむら一雄の会	代表者	平野 良一	青森市古川一の一	三三・一・二四
全日本不動産政治連盟青森県本部	主たる事務所の所在地	青森市古川一の一	青森市堤町二の一七	三三・一・二四
代表者	葛西 慶信	櫻田 忠春	三沢市砂森二の一三九四	三三・一・二六
森三郎後援会	主たる事務所の所在地	三沢市中央町二の四の一〇	三沢市砂森二の一三九四	三三・一・二六
代表者	齋藤 伸一	齋藤 伸一		三三・一・三三
長谷川章悦青森後援会	会計責任者	齋藤 伸一		三三・一・三三

青森県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七條第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年二月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人  
一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党青森県青森市第五支部	平成三・三・三	平成三・一・七

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
村上貴紀後援会	平成三・三・六	平成三・一・四
野月一正後援会	三・三・三	三・一・五
赤坂孝悦後援会	三・三・〇	三・一・六
小寺正之助後援会	三・三・三	三・一・七
三戸昭男後援会	三・三・〇	三・一・九
ふるさと青森を元気にする会	三・三・三	三・一・九
野呂国四郎後援会	三・三・三	三・一・〇
三上みつる後援会	三・一・七	三・一・三
山崎隆一後援会	三・三・三	三・一・七
鈴木繁盛後援会	三・三・三	三・一・六
斉藤一郎後援会	三・三・三	三・一・三

青森県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 （公職の種類）	資金管理団体の 名 称	代 表 者	主たる事務所の 在 在 地	届 出 年 月 日
山田 昭一 （県議会議員）	山田昭二後援会	山田 昭二	上北郡東北町字下笹 橋二一	平成 三・一・五
木明 和人 （県議会議員）	清和会	木明 和人	上北郡野辺地町字赤 坂六三	三・一・六
大下 武男 （八戸市議会 議員）	大下たけお後援 会	大下 武男	八戸市大字鮫町字居 合二の九	三・一・〇
外崎 勝康 （弘前市議会 議員）	外崎勝康後援会	外崎 勝康	弘前市大字桔梗野五 の一・二の九	三・一・四
小坂 一秋 （階上町議会 議員）	がんばれ小坂一 秋・階上住民の 会	小坂 一秋	三戸郡階上町大字角 柄折字志民久保一四 の三六	三・一・五

青森県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年二月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

岡田浩の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名 称	氏 表 名 者	所 主 た る 在 務 所 地	年 月 日
村上 龍児 (青森県職 員)	村上龍児建設会	村上 龍児	青森県鹿角市 1-1-1	平成 23・1・21

監 査 報 告

監査結果に対する措置の公表

平成22年3月29日付け青監査第108号で報告した特定行政監査の結果（監査対象事務：税外未収金に係る債権管理について）に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年2月21日

青森県監査委員 泉 山 哲 章  
同 元 木 篤 子  
同 相 川 正 光  
同 三 橋 一 三

監査結果 1

債権管理でマニュアル等の整備について（検討事項）

マニュアル等を整備している59件の中には、納期限を過ぎた者に対する手続が青森県税外諸収入金に係る督促手数料、延滞金、過料等に関する条例（以下「督促条例」という。）等に準じた督促手続になっておらず、催告書等による対応を規定しているものが49件みられた。

該当する機関にあっては、督促条例等の規定と整合性を図る必要がないか検討を要するものがある。

監査結果 1 に対する措置	債権名	措置内容
対応した機関名		

青森県立あすなろ医療療育センター	診療収入 障害児施設給付費収入 施設サービスマイク 敷外利用負担金	「収入未済金対策要綱」及び「収入未済金処理要領」の中に督促状の発行について金記述を追加し改正した。 なお、未納者のうち生活困窮により滞納が生じている者や「納入の意思を示した者」「納入指導により納入計画に則った定期的な納入を継続している者」については別途対応を検討することとする。
青森県立中央病院	医療費	督促手続については、納入期限経過後なお未納の者に対して督促を行うよう未収金取扱要領を改正した。
青森県立つくし が丘病院	医療費	督促手続については、納入期限経過後なお未納の者に対して督促を行うよう未収金取扱要領を改正した。

監査結果 2

私債権で消滅時効期間が経過しているものの取扱いについて（検討事項）

実地監査をした18機関のうち1機関において、私債権で消滅時効期間が経過しているものに対する催告書に、未納分を納付するか時効を援用するか意向確認書及び時効援用申立書を添付しているものがみられた。

債務者に時効援用の意向を確認していた機関にあっては、時効援用の意向確認をすることの妥当性を関係機関と協議の上、今後の適切な取扱いを検討する必要がある。

監査結果 2 に対する措置	債権名	措置内容
対応した機関名	障害福祉課	障害者扶養共済掛金
		今後も所在等調査を行い、所在の確認されたものについては納付交渉を進めるとともに、債権の回収可能性を精査し、回収が不可能なものについては、不納欠損処分を行う。

監査結果 3

督促状の発出について（検討事項）

公債権に分類された57件のうち督促状をすべて発しているものは7件（12.3%）、一部についてのみ発しているものは1件（1.8%）、全く発していないものは49件（86.0%）、私債権に分類された46件のうち督促状をすべて発しているものは6件（13.0%）、一部についてのみ発しているものは5件（10.9%）、全く発していないものは35件（76.1%）となっていた。

督促状を発していない理由は、「債務者が低所得者又は生活困窮者であるため」が



最も多く、その他少数ではあるが「金額が少ないから」、「年に1度催告状を発出して  
いるため」及び「電話・訪問等により催促しているため」等がみられた。

督促については、地方自治法第231条の3第1項の歳入に係る債権は青森県財務規  
則（以下「財務規則」という。）第73条により、地方自治法施行令第171条に係る債  
権は財務規則第308条に基づいて督促状を発することとされていることから、督促状  
を発していない債権についてはその是非を検討し、必要に応じて適切に対応する必要  
がある。

監査結果 3 に対する措置		
対応した機関名	債権名	措置内容
障害福祉課	心身障害者扶養 共済掛金	督促状については、「未納金徴収事務処 理要領」にのっとり今後発出することとす る。しかし、未納者のうち定期的に滞納分 を入金している債務者もいるため「納付計 画書」を提出し、かつ、計画書どおりに 入金していること確認されている者。」には 発出ししない等について検討していく。
青森県立中央病 院	医療費	督促状の発行について、様式も含め未収 金取扱要領に新たに規定した。
青森県立つくし が丘病院	医療費	督促状の発行について、様式も含め未収 金取扱要領に新たに規定した。

#### 監査結果 4

##### 一部弁済時の時効中断措置について（改善事項）

実地監査をした18機関（43債権）のうち、1人の滞納者が発生時期の異なる複数の  
債務を有しているものがある16機関（30債権）において、一部についての徴収が全債  
務についての時効中断事由となるよう考慮がはられているものはみられなかった。

該当する機関にあつては、財務規則の運用第313条関係を参考に、一部弁済の場合  
にもそれが全債権の一部弁済であると認められるときは、債務承認として時効中断の  
事由となるので、一部弁済に係る時効中断の措置を適切に講じるよう努める必要があ  
る。

監査結果 4 に対する措置		
対応した機関名	債権名	措置内容
障害福祉課	診療収入	窓口での納入の際、納入書（債務承認書） を提出してもらうこととする。

医療業務課	看護師等修学資 金返還金	確実に時効中断事由となる「債務承認書」 の様式を定め、発生時期の異なる複数の債 務を有する滞納者に提出を求めることとし る。
中南海域民局 地域健康福祉部	児童保護措置費 自己負担金・児童 福祉施設自己 負担金	平成22年4月1日納入分以降の一部弁済 について、全債権の時効中断事由として取 り扱っている。
上北地域民局 地域健康福祉部	母子福祉資金 ・ 寡婦福祉資金	一部弁済の際にそれが全債権の一部弁済 と認められるよう債務承認書を作成し、提 出を求めている。
下北地域民局 地域健康福祉部	母子福祉資金 ・ 寡婦福祉資金	一部弁済の際にそれが全債権の一部弁済 と認められるよう償還計画書を作成し、提 出を求めている。
青森県立中央病 院	医療費	一部弁済に係る時効中断措置を適切に講 じるため、関係様式も含め未収金取扱要領 を改正した。
青森県立つくし が丘病院	医療費	一部弁済に係る時効中断措置を適切に講 じるため、関係様式も含め未収金取扱要領 を改正した。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭